2018 年 2 月 6 日 ロッテの経営正常化を求める会 株式会社光潤社 代表取締役社長 重光宏之

重光昭夫氏の光潤社に対する株主総会決議取消請求訴訟 及び株主総会決議不存在確認等請求訴訟に関する東京地方裁判所判決について

株式会社光潤社(以下、「光潤社」といいます。)は、株式会社ロッテホールディングス(以下、「ロッテホールディングス」といいます。)の代表取締役副会長である重光昭夫氏(以下、「昭夫氏」といいます。)より光潤社株主総会決議に係る株主総会決議取消請求訴訟等(以下、「本件訴訟」といいます。)を提起されておりましたが、2018年1月25日、昭夫氏による請求をいずれも棄却するという東京地方裁判所判決(以下、「本東京地裁判決」といいます。)が言い渡されましたのでお知らせいたします。

本件訴訟は、①2015年10月14日の光潤社臨時株主総会決議及び②2016年6月29日の光潤社定時株主総会決議の有効性が争われたものです。昭夫氏を含むロッテホールディングスの経営陣は、これまで、これらの決議の有効性に疑義があるなどとして、重光宏之を代表取締役社長とする光潤社の現経営体制を適法なものと認めておりません。

本東京地裁判決は、昭夫氏の主張を斥け、上記①及び②の株主総会決議の有効性を認めました。 これにより、重光武雄総括会長の意思能力及び光潤社の現経営体制の適法性が東京地方裁判所に 認められたことになります。

なお、本東京地裁判決は、重光武雄総括会長が、昭夫氏が報告なく中国での事業を行い多額の 損失を生じさせ、また、同会長をロッテホールディングスの代表取締役から解任し昭夫氏が経営 権を掌握したことが許せず、経営権を元に戻すことを望む趣旨を述べたこと、現在もロッテホー ルディングス社長を務める佃孝之氏に対して同社長職からの辞任を繰り返し求めたこと等が認 定されております。

韓国において昭夫氏に対して横領・背任の有罪判決が言い渡されるなど、ロッテグループへの 不信が高まる中、ロッテグループの正常化に向けた小さな一歩ですが、前向きなご報告ができる ことを喜ばしく思います。

以上